

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立月岡保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 7年 6月 2日(契約日)～ 令和 8年 3月 23日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1回 (令和 元年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【豊かな自然と地域に育まれる保育所】

富山市南部の住宅地に位置し、周辺には水田、畑が広がる緑豊かな地域である。一校区に保育所、幼稚園、小学校、中学校、児童養護学校施設があり、教育後援会や自治振興会、社会福祉協議会等の団体が協力し、地域ぐるみで子どもの育ちを支える活動が盛んである。地域の方々との関わりの中で、子どもたちは自然に目を向け、身近な小動物や植物に触れ、豊かな感性や表現する力を育んでいる。これらの経験が、活動の基となり延長線上には子どもたち自身が考えた発表会へとつながり、準備も進められ遊びを展開している。地域の方々に守られ、安心して保育所での生活の営みが行われている。保育所は、子どもたちに様々な体験の機会を提供し、社会性や創造性を育む等、保育の質の向上につなげている。

【少子化対策と地域の活性化を目指した取組】

近年の少子化の進行により、若い年齢層の減少が顕著となっている。こうした状況を踏まえ、保育所では、子どもたちの育ちを豊かにする取組として、定期的に外部講師を招き、英語教室、お話の会、運動教室等を行い、子どもの経験・体験を広げている。また、地域活性化の取組として、ジャズコンサートや声楽によるコンサート、バルンアート、ペープサート等、より多くの催しを企画し、親子サークルや地域のボランティアの方、民生委員等に呼びかけ、子どもや保護者と共に楽しんでいる。これらの豊かな経験の積み重ねは、子どもの育ちに大きく影響を与えると同時に地域の活性化の一端も担っている。

◇ 改善を求められる点

【指導計画におけるアセスメントの重要性】

クラスの指導計画、個別の指導計画において「全体的な計画」に基づき、子どもの発達や状況に応じ作成するが、子どもの姿をよく観察し、課題を次月につなげていく明確な表現があいまいとなっている。またアセスメントにもとづく個別指導計画作成において、子ども・保護者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにし、保育所が定めた内容・期日・回数等、手順や様式による一連のプロセスづくりを進めることに期待したい。また、保育開始前後における保護者の意向の反

映、保育が進む中での意向やニーズの変化の内容を正確に把握し、計画に反映していくことに期待したい。

【戸外遊びに代わる活動の工夫と今後の取組】

自然豊かな地域に位置し、戸外には子どもたちがわくわくするような環境が広がっているが、最近のクマ出没情報や熱中症アラート等により、戸外遊びに制限がかかり、室内での生活を中心とした取組が必須となっている。戸外遊びが難しい場合の遊びの場の確保について職員間で話し合ったり、現在実施している全身運動やリズムを感じながら行う表現活動を年齢別、計画的に深めたりする等、指導計画の見直しが求められている。今後、身体を動かす楽しさを味わいながら諸機能の発達を促し、自然事象への興味・関心をもち、豊かな感性や表現する力を育むためにも、戸外活動ができない様々な状況に応じた保育方法を工夫し、実施していくことに期待したい。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

本施設において、2回目の第三者評価を受審するにあたり、一つ一つの評価項目に対して資料の確認を行ったり見直したりすることで、児童福祉施設としての課題に気づくことができました。

また、全職員で自己評価や富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリストを活用し現状の保育を振り返ることにより、職員一人一人の意識の確認を行うことができたと共に、より良い保育を目指す良い機会になりました。

保育所で生活する中で、本物に触れ心が揺さぶられる体験を大事にしたいという思いから外部講師を招いてのイベントを開催したことを「特に評価の高い点」として、評価していただきありがとうございます。この体験が、子ども達が成長する上での心の根っことなるように、これからも継続して取り組んでいこうと思います。

今回の評価結果を真摯に受け止め、全職員で結果に基づき課題や改善すべきことを明確にしながら、これまでの取り組みをより充実させていきたいと思います。また、これからも、地域に根ざした安心して子どもを預けられる保育所、明日また来るのが楽しみになる保育所となるよう、努力を重ねていきたいと思います。

最後になりましたが、今回の第三者評価受審に際し、ご尽力いただきました評価機関の皆様、利用者アンケートにご協力いただきました保護者の皆様に、心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㊦・c
<コメント> 『富山市基本理念』に基づき保育理念を掲げている。年度当初の職場会議にて保育理念に基づいて保育方針を検討し、決定、周知している。保護者へ「重要事項説明書」を配付し入所説明会や保護者会総会等で説明、富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信する等、周知に努めている。「保育方針」「保育理念」「保育目標」「子どもが決めた今年のテーマ」を玄関に掲示している。社会福祉協議会と教育後援会との合同懇談会に参加し、理念や方針について説明しているが、今後は、地域住民や関係機関にも広く周知するための取組に期待したい。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㊦・c
<コメント> 富山市は『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心・安全な保育を提供するため『富山市子ども計画～子ども・若者施策と子育て施策についての計画～』を施策し、そこに分析状況及び取組・方策を示している。全国保育協議会発行の保育情報誌等を職員へ回覧し、社会福祉事業全体の動向把握に努めている。保育所として利用児童の校区内外の利用・家族状況の把握に努めている。社会福祉協議会と教育後援会との合同会議で地域の子どもを取り巻く情報を得る機会もあり、入所児童数の減少が課題だという認識を持っている。今後3年後の新園舎の改築にあたって取組むべき課題を明確にすると同時に入所児童数増に向けての取組に期待したい。		
③	Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・㊦・c
<コメント> 公設公営保育所であり、設置主体である富山市より基準に応じた利用者の決定とその運営に		

必要な予算及び人員配置が行われている。保育所では入所児童数減や建物の老朽化という問題を認識しており、環境や設備、保育内容や職員体制、人材育成等について職場会議で問題や課題を明確にし、改善に向けて取り組んでいる。所長は職員の超過勤務状況を把握し、業務内容を精査し分担を見直し効率化を図っている。環境整備や人員配置などの経営課題について、富山市担当課に相談しているが、3年後の新園舎改築に向けての課題も明確にしていくことが望ましい。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 中・長期計画は『富山市子ども計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「令和7年度 中長期事業計画」（令和7年度～令和11年度）を策定している。昨年度末から年度初めにかけて実施状況を振り返り、反省を基に見直している。「保育内容」「保育運営」「危機・安全管理」「地域の拠点としての役割」「人材育成」の5項目について、令和7年度から5年後に向けての視点や施策を立案している。計画は職員に説明し共通理解を図っている。今年度から保育所独自の数値目標の表記方法を定め取り組んでいる。今後、3年後の新園舎改築に向けての計画を追記すると同時に、各計画の具体的な施策の実行期限や責任者、数値目標を明確にし、計画への理解と実効性が高まることを期待したい。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 年度当初「令和7年度 中・長期事業計画」（令和7年度～11年度）に基づき「令和7年度単年度事業計画」が策定されている。今年度の取組を「保育内容」「保育運営」「危機・安全管理」「地域の拠点としての役割」「人材育成」の5項目に分類し、取組みたいことを職員で話し合っている。中・長期計画同様、施策の実行期限や責任者、保育所独自の数値目標を設定し、客観的に進捗状況を把握できることが望ましい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 事業計画は前年度の反省や保護者アンケートを基に、目指す保育所運営の具体的な項目を盛り込み策定している。しかし、事業計画の進捗状況や実施された取組内容の評価、評価者や評価日（時期を含む）についての記録が十分ではない。今後、事業計画の実施状況の把握や評価・見直しの経過が確認できる方法を検討し、次期計画へ反映するためのプロセスを明確化していく取組に期待したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c

＜コメント＞

保護者には、保護者会総会で説明したり富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信したりし事業計画の周知を図っている。また「重要事項説明書」「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」等で、事業計画の取組や行事について詳しく知らせている。保護者等の参加行事は前月の保育所だよりに掲載したり、約１か月前に行事の内容を詳しく配信したりしている。今後も保護者等の行事への参加を促す観点から、丁寧に分かりやすく伝える取組に期待したい。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞ 令和元年度に続き２度目の第三者評価受審、共通評価は所長と副所長、主査・主任保育士、内容評価は全職員で行い、結果をデータ化している。今後、評価結果を踏まえ改善に向けて取組むことが望ましい。その他『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を年２回実施、集約・データ化し保育の振り返りを行っている。本年度の園内研修で、子どものエピソードを基に子どもの姿が『保育所保育指針の保育に関わるねらい及び内容』のどの部分にあたるのかを話し合い、子ども理解につなげている。保護者に向けて、子どもの姿を写真にとり『幼児期に育ってほしい１０の姿』のどの姿なのかを表記したドキュメンテーション（子どもの活動を写真や文字などで視覚的に記録する手法）を富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信、また玄関に掲示し、子どもの育ちについて理解を得るよう努めている。今後も、保育の質の向上に向けた取組に期待したい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞ 『保育のガイドライン・チェックリスト』『人権擁護チェックリスト』における自己評価実施後、評価結果を集計・データ化し、課題改善に向けて職場会議で話し合っている。第三者評価の結果についても集計し、課題を明確にしたうえで改善策を講じていくことが望ましい。今後『保育のガイドライン・チェックリスト』『人権擁護チェックリスト』『第三者評価』の結果を検討・共有に留めず、検討した分析内容から課題を抽出、改善に向けた計画を策定し、実施→評価→見直す、このサイクルが恒常的な質の向上を図る取組として機能していくことに期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<コメント> 所長は赴任2年目。年度当初に職場会議において、富山市の『教育・保育方針』と共に、自身の保育方針を全職員に伝え記録を回覧している。所長の方針は職員に配付したり掲示したりし理解を図ることが望ましい。所長の役割をはじめ、全職員の職務を職務分担表に明記、配付し職員に伝えている。「災害・事故対応マニュアル」に基づき「職員連絡体制表」を整備し、所長の指示に従う事とし、所長不在時は副所長へ報告・連絡・相談を行うことが明記されている。今後は、所長不在時の職員連絡体制表の作成が望ましい。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 所長は富山市主催の所長会議等において遵守すべき法令について指導を受けている。全職員に対して公務員倫理と情報セキュリティについて学ぶ機会を設け、児童憲章、児童福祉法、児童の権利に関する条約を配付、掲示し、いつでも見返すことができるようにしている。職務上知り得た個人情報について適正に取り扱うことを日ごろから指導し守秘義務の徹底を呼びかけている。また、人権擁護のためのセルフチェックリストを活用し、保育の振り返りにつなげている。今後は、保育事業を運営する上で遵守の対象となる法令等について、チェックリストなどを作成し、計画的に正しく理解する取組に期待したい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<コメント> 園内研修に環境、個別配慮児対応、アレルギー対応シミュレーション等、保育所の課題と職員が学びたい内容を取り入れた年間計画を進めている。保育内容が目標や方針に即しているか把握すると同時に、子どもの視点に重点を置く、保育指針にたちかえりながら育ちの確認をする、不適切保育をしないという3点を重視し、クラスミーティングや職場会議で助言指導している。研修は職員の意見を尊重しながら担当年齢や経験年数を考慮し、研修受講履歴表をもとに参加できる体制を整えている。保育の質の向上に向けてトップダウンにならないよう配慮し、職員の意見を反映しながら指導力を発揮している。今後、保育の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、適切な指導力を発揮することを期待したい。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<コメント> 公設公営の為、経営状況や財務分析については保育所単位では行われていない。富山市担当		

課は、お便り・お知らせ（緊急連絡）の配信等に、富山市立保育所共通保護者向けアプリを活用し利用者の利便性と業務の効率化を図っている。また、日々の職員の勤務状況（早番・遅番・休暇・研修等）をボードに明記し、流動的に職員配置や業務内容を決める等、連携しながら働きやすい環境の整備に努めている。今後、職員配置だけでなく、業務内容の可視化等、職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力に期待したい。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<コメント> 公設公営であり、富山市担当課は在籍人数に応じて適切な人員が配置されるよう努めている。人材確保としては『富山市子ども計画』を新たに策定し、向こう5年間の入所児童数を見据え、正規職員及び会計年度任用職員の採用計画を作成している。人事の裁量権を持つ富山市は『保育士採用案内2025』を作成し、積極的に近隣県等の保育士・幼稚園教諭養成校へ出向き採用活動を行い、関係機関へ配布している。令和6年度からは60歳～65歳まで継続雇用制度を導入し、人材確保に注力している。定着に関しては、富山市担当課が20・30代の保育士及び教諭を対象に24時間受付可能な『いつでもどこでもお悩み相談室』を設置し、職場でなかなか言えない悩みを第三者へ相談できる取組が実施されている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 運営主体である富山市が人事管理制度『人事異動調査』『業績評価』『自己申告』を導入、業績評価は担当課長や所長が中心に職員へのモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性が確保される評価となるよう取組んでいる。処遇においては、昇任、昇格基準が明確になっており、目標をもって就業できる環境にある。『富山市教育・保育方針』において『望まれる職員像』について明確に示されており、会議等で配付・読み合わせをし、職員に周知を図っている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ b ・c
<コメント> 富山市は、毎週水曜日を『さわやかナイスデー』、月末金曜日を『さわやかフライデー』とし、ノー残業デーを奨励している。職員の心身の健康を良好に保つため『ストレスチェック』の実施、希望や必要があれば富山市庁内の『心の相談室』で臨床心理士による相談が可能である。所長は年2～3回の面談を実施しているが、日ごろからコミュニケーションをとり相談しやすい環境に努めたり、有給休暇取得状況や時間外労働時間を確認したりし、働きやすい就業環境づくりに努めている。また、富山市担当課は本年度2回『就労環境実態調査アンケ		

ート』を実施、結果を分析し、より魅力的な職場環境の改善に取り組んでいる。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市の業績評価に基づき、正規職員は年2回『業務評価票』に取組み、目標・行動計画・達成度・自己点検評定等を用いて明確にしている。所長は面談を実施し、目標に向き合う姿勢や業務の状況を把握して助言する等意欲が高まるよう配慮している。会計年度任用職員も年2回『人事評価記録書』に目標・達成状況・自己申告等を明記し、同様の面談・評価を設け育成に努めている。富山市担当課は『業績評価』を行う際に設定された計画目標と自分自身が掲げる目標を自由に設定できるようになっている。所長は職員の目標が保育所の目標や方針にふさわしいものとなっているか確認している。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
<コメント> 『富山市教育・保育方針』の中に『望まれる職員像』を7項目示している。「令和7年度 単年度事業計画」で保育所独自の職員の目標と研修による人材育成が明記されている。富山市担当課が作成している『令和7年度 保育所・認定こども園職員研修計画』に基づいた研修や、新規採用研修、主任研修、新任主査研修、新任主幹研修等、職務に応じた研修、各種団体（全国保育士会、富山県保育士会、富山県保育連絡協議会等）の研修等に参加している。富山市保育のガイドラインに保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』を示しており、保育実践に必要とする知識・技能等を考慮した研修計画の作成、見直し、実施が行われている。昨年度の見直しで、性教育と不適切な保育研修の必要性が検討され本年度計画に位置付け、研修の充実に取り組んでいる。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市は全職員のこれまでの研修履歴内容を『富山市保育所職員研修受講履歴表』で管理している。所長はその情報を基に年齢、経験、担当内容、希望等を踏まえ研修の年間計画を作成している。また、キャリアアップ研修、富山県保育士会や富山県保育連絡協議会などの研修案内を回覧し、参加を促している。研修受講後は「研修受講報告書」を作成、1ヶ月経過した時点で再度記入する様式とし、学びを意識して実践に反映する工夫がみられる。今後は、富山市担当課による研修以外にも、興味・関心のある学びの機会が業務として確保されることに期待したい。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市は『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』を作成し、実習生等の受け入れを推進している。保育所では「実習生受け入れマニュアル」を作成し、副所長が窓口となり、		

担任と実習のねらいや意向を確認しながら計画的に進めている。実習生に保育所独自で作成した「保育所実習のしおり」を渡し、事前オリエンテーションを行っている。学校側が作成した『保育実習の手引き』を基に、実習プログラムを作成し、実習期間中も実習生と実習内容について打ち合わせや、担当教諭の訪問等継続的に連携をとりながら行っている。富山市担当課作成の『実習前アンケート』『実習後アンケート』から得た情報を今後の実習に生かしていくことを期待したい。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント> 富山市はホームページ『育サポとやま』を展開し、保育所基本情報、第三者評価受審結果、妊婦から子育てに関する一連の情報と併せて掲載している。第三者評価結果については、富山市立保育所共通保護者向けアプリによる通知や富山県社会福祉協議会のホームページで公表していることを知らせている。子育て事業に関する予算及び決算等、富山市は財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。保護者には、保育に関する取組を「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」として富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信し情報提供している。地域に向けては年に3回開かれる幼稚園関係者評価委員会や学校運営協議会、教育後援会の会議で、保育所だよりを配付し保育所の活動を報告したり、教育後援会発刊の『会報』で保育所の活動や保育目標について掲載したりしながら情報公開に努めている。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当される。その扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら、担当者が収支計画を作成し、所長が責任者となり富山市の庶務事務マニュアルに基づき適正な出納管理を行っている。適正な運営のため備品管理・給与・給食費・延長料金について、富山市監査委員事務局より定期的に監査が実施され、指導事項があれば改善を図っている。また、個人情報取り扱い、守秘義務等についても職員には書面で同意を得ている。今後『コンプライアンスシート』を導入する等、公務員としての立場と責任について研修する取組に期待したい。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		

地域との関わりについて「中長期計画」「保育方針」「全体的な計画」の中に明記している。富山市営農サポートセンターと連携し、富山市ひまわりプロジェクトに月岡幼稚園と一緒に参加している。また、ナスの苗もいただき指導を受け栽培、収穫をしている。保護者には、富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信したり玄関に写真等を掲示したりして知らせている。交通安全教室では、交通安全自治会、交通安全協会、交通安全母の会等と交流をして子どもの安全を守っている。避難訓練は、保育所周辺の家、地域の病院に参加を要請し、年1回実施している。これからも保育所が地域社会の一員として、社会的な役割を果たし、子どもの地域への参加に期待したい。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉓・c
＜コメント＞ 富山市担当課作成の『ボランティア受け入れマニュアル』に基本姿勢を明記している。また『富山市みんなニッコリ保育サポーター事業実施要領』に基づいて受け入れをしている。『夢に向かって13歳のスタート』として中学校へ副所長が講師として参加をしている。9月には小学校5年生が来所し、一緒にゲーム等をして交流をしている。また、年10回実施している『親子サークル』には民生委員も参加しておられる。今後は、ボランティア受け入れの際のトラブルや事故に対応するための「トラブル対応マニュアル」の作成が望ましい。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 子どもによりよい保育を提供するために関係機関、団体との連絡方法を整備し、連携を図っている。『富山市子育て支援ガイドブック』も有効に活用している。要保護児童や個別配慮児のケースについては、こども健康課や児童相談所、保健センター等関係機関との情報共有や連携を図っている。2年後の認定こども園への移行に向けて幼児教育施設訪問研修を通し、たがいの保育を見合う機会を設けている。保育所を中心とした関係機関、団体の機能を踏まえ、詳しいリストやフローチャートの作成を行うことでより連携が適切に行えることから工夫に期待したい。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 所長が幼稚園関係者評価委員会や学校運営協議会に参加し、保育所の子どもの様子や目指している保育等を伝えたり、地域の現状や今後の取組等を聞いたりして情報交換を行っている。保育所に、関係機関のパンフレットを置き保護者や地域に福祉ニーズを提供している。また、地区センターや民生委員に年間行事や保育内容等のパンフレットを配布し、保育所の事業内容を知らせている。相談事業や子どもが自由に参加できる多様な機会等、保育所の特性に合った地域への開かれた取組を通し、地域の具体的な福祉ニーズ等の把握に取組むことに期待したい。		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> 地域の枝豆収穫祭や文化展、ひまわりプロジェクト、住民運動会に参加し、地域コミュニティの活性化に貢献している。近隣の病院と合同で避難訓練を行い、住民参加も要請し避難の仕方、子どもの安全な支援方法等を説明し、協力体制の強化を図っている。また、プロによる演奏会、ジャズコンサート、歌のお楽しみ会等、親子サークル、民生委員、ボランティアの方等に声をかけイベントを開催し、子どもに本物の音楽にふれあう機会を提供している。これからも保育所が持つ福祉サービスのノウハウや専門的な情報、社会的資源を地域住民に還元する取組に期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 「重要事項説明書」の中で子どもの人格を尊重した保育を実施することを明記している。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』『全国保育士会倫理綱領』を活用し、子どもの最善の利益について考える機会を持ち、声かけや関わり方等、子どもへの対応について見直し、職員間で気づいたら声かけをしている。富山市職員研修『人権擁護』『性教育』『不適切保育』等の研修会に参加し、内容は職員間で周知をしている。職場会議等で子どもの姿について話し合い、子どもの思いを大切に、人権や多様な社会の理解やお互いを尊重する関わりについて話し合いを重ねている。子どもの態度や服装、遊び、色の選択等、先入観や固定的な対応をしないよう配慮している。保護者には、入所説明会や保護者会総会等の中で、人権についての取組の説明を行い理解を得ている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<コメント> 「プライバシー尊重マニュアル」を作成し、職員に周知され保育に生かされている。また、『人権擁護のためのセルフチェックリスト』や『全国保育士会倫理綱領』を活用し、子どもの保育や保護者への対応等、十分注意を払うようにしている。着替えやおむつ交換は、ついたてを利用し個別に対応している。散歩時は、名札を外し、他者に名前が知られないように配慮している。保護者には、毎年プライバシー保護に関する承諾書をもらい確認をしている。入所説明会や保護者会総会等で「重要事項説明書」を用い、個人情報の取り扱いを説明し理解を得ている。		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉓・c
<コメント> 玄関に「保育理念」「保育方針」「保育目標」等をわかりやすく掲示している。富山市作成の『富山市子育て支援ガイドブック2025』や「保育所パンフレット」は、利用者に配付し、玄関にも設置している。また、地区センターに「保育所パンフレット」を置いている。見学者には「保育所パンフレット」を渡し、事業内容や特色等を伝え丁寧な対応を行っている。見学は随時受け付けており、日程・時間は見学者の希望に添えるよう対応している。富山市はホームページ『育サポとやま』や『子ども・子育て支援情報公表システム』に毎年更新された各保育所情報・紹介が掲載されている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉓・c
<コメント> 入所説明会に「重要事項説明書」をもとに、保育の開始及び保育内容の変更時の説明を行い、変更時はその都度、資料や配信等で内容を知らせている。保護者の意向を聞き、わからないことがあった場合は、気軽に相談してもらうことを伝えている。保育所で対応できない事案は、富山市担当課に問い合わせ後日説明を行っている。保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め富山市担当課で決定した認定内容を保護者に知らせている。書類の書き方についても『保育所入所のご案内』の冊子をもとにわかりやすく説明をしている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉓・c
<コメント> 転所・就学時に転所先や就学先に必要な書類（入所時診査事項・健康診断記録表・児童保育要録・予防接種罹患調査票等）を送付したり電話や話し合いの場を設けたりし、継続性に配慮している。保育所の利用が終了した際、保育所が今後も相談に応じることを口頭で保護者に伝えているが、書類等で相談担当者、相談方法の説明を行うことを期待する。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足度の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a・㉓・c
<コメント> 子どもの集まりで楽しかったこと、発見したことを話し合ったりやってみたい遊びや意見を書きとめたりし、子どもの思いや実態の把握に努めている。3歳未満児は、子どもの表情や様子から満足度を把握するようにしている。保護者には、保育参観や行事の際にアンケートを実施したものをまとめ、公表し今後の保育に生かしている。また、2月に保育所運営に関するアンケートを実施し、利用者満足度の把握に努めている。アンケートの結果を分析・検討し改善点を保護者に公表している。今後も子どもと保護者の満足度の向上に向けた仕組みを整備し、調査結果を活用した組織的な改善の取組に期待したい。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉓・c
<コメント> 「苦情対応マニュアル」を作成している。保護者に、苦情受付・解決の窓口が副所長、責任者が所長であることや保育所内で解決できない問題については、富山市より委託された第三者委員会に諮る体制を明確にした図表を玄関に掲示し、意見箱と意見用紙を設置している。保護者からの意見に向き合い傾聴に努めている。解決に向けては、職員間で問題を共有し話し合い、今後の保育に反映するよう努めている。送迎時の職員との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中で保護者からの要望や意見を受け止め記録し、改善点を話し合い今後の保育の質の向上に努めている。保護者が要望、意見等を申し出やすい配慮や工夫に努め、機会があるごとに保護者等に周知する取組に期待したい。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㉓・c
<コメント> 玄関に意見箱と「個別相談申し込み票」を設置し、希望日・相談相手・相談内容・場所等、保護者が選び記入できるようになっている。玄関にある情報発信ボードにいつでも相談に応じることを保護者に伝えている。相談室は、空き部屋を利用し、相談しやすい環境づくりに配慮している。これまでは口頭での申し込みが多く、どのような形の申し込みでも相談しやすい体制づくりに努めている。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉓・c
<コメント> 日頃から保護者との良好な関係づくりに努め、相談や意見を傾聴し保護者が話しやすい雰囲気づくりを心がけている。保護者の意見や相談は速やかに所長、副所長に報告し、内容は職員間で共有するとともに、早い対応を心がけている。「相談対応マニュアル」は、年度初めに改善点を話し合い、定期的に見直しをし、職員間で周知している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉓・c
<コメント> 富山市作成の『富山市危機管理対応要綱』に基づき所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり危機予防対策を行っている。保育所独自のマニュアルを作成し、職員の見やすい場所に設置し、緊急の場合にすぐ対応できるようにしている。保育所独自のヒヤリハット報告書に、状況・原因・問題点・対応を記載し、改善策・再発防止策の検討と実施の取組を行っている。事案については、早期に職員間で伝えあい、見直し、改善に努めている。富山市研修計画の危機管理研修に参加し、知識や意識向上に努めたりAED講習を受講したりして保育中に起きる事故について対応できるようにしている。月2回、屋内外の安全点検を行い、必要に応じ富山市担当課に修繕を依頼している。散歩コースや戸外活動をする場合は、事前に下見をし、危険な箇所や注意すべき点を確認している。最近、近隣に熊の出没があり戸外での活動や散歩を控えるようにしている。役所からの熊情報を注視し保護者にも注意を促		

している。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 『富山市立保育所等における保健のしおり』『保育所における感染症対策ガイドライン』等で感染症の予防や発生時の対応を参考にし、全職員で感染対策を実施している。小児感染対策研修で学んだことを職員間で共通理解をしたり園内研修でとっさの嘔吐に対応できるように「嘔吐処理マニュアル」をもとにしたシミュレーションを行ったりしている。感染症の予防対策としては、厚生労働省からの通知を回覧したり手洗い、うがいの基本的な生活習慣をしっかり身につけたりし、換気にも配慮している。保護者には、富山県感染情報センターの最新情報や、保育所内の感染情報を掲示で知らせ注意を促している。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ b ・c
<コメント> 災害時の避難計画に基づき、対応策が策定されている。災害時に適切な対応ができるよう役割分担を決めて訓練を実施しており、地域の方にも避難訓練に参加してもらい協力が得られるよう関係づくりをしている。正規職員が富山市メール配信システムに登録し、安否確認を行っている。保護者には、富山市立保育所共通保護者向けアプリで安否確認ができるように訓練を行っている。非常食は、アレルギーを持つ子ども用も準備されており、消費期限を確認し、定期的に入れ替えている。年2回、自衛消防訓練を実施し、近隣にある病院と合同訓練を行っている。また住民にも保育所の避難訓練に参加してもらうよう協力を呼びかけている。幼児防火教室に子どもが参加し消防隊員から火事や地震時の身の守り方について学んでいる。これからも定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直し等、子どもの安全確保に十分に配慮することに期待したい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<コメント> 『富山市保育のガイドライン』に基づき「標準的な保育のマニュアル」を作成している。日々の保育を実施しながら問題点について話し合い見直しを行い、必要に応じて改定したり新たなマニュアルを作成したりしている。「全体的な計画」に基づき指導計画を立案し、保育実践を行っている。子どもの興味や発達等により、活動内容や配慮事項を検討し、画一的なものにならないように配慮している。標準的な実施方法（文章）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、これに基づいた保育の実施を確認する仕組み等の確立に期待したい。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c

<コメント> クラスで指導計画の検討、振り返りを行い、月の反省を踏まえて翌月の計画を立案している。職場会議や日常の保育で職員の提案や意見及び保護者アンケートでの意向等を計画に取り入れるようにしている。標準的な実施方法を定期的に見直す体制の構築、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルによって保育の質の向上に関する検討が保育所として継続的に行われていくことに期待したい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<コメント> 「全体的な計画」に基づき指導計画に活動を記載し、目標、ねらいを実現できるように作成している。指導計画は、各担任が作成しクラスで検討した計画を副所長、所長が確認している。個別懇談会や連絡帳、保護者アンケート、意向調査等を通してアセスメントに関する協議を実施している。各担任は、子どもと保育活動の振り返りを行い、月末に複数担任でまとめ、次月の指導計画に生かすようにしている。今後、よりアセスメントに基づく適切な指導計画が作成されるよう定期的に子どもの身体状況や保護者の生活状況等を把握し、子どもや保護者が必要とする保育実施上のニーズを把握するためのアセスメント手法（手順と様式）を確立することが望ましい。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<コメント> 全ての年間計画は年度末、年齢別・異年齢児保育月間指導計画は月末、災害訓練等は実施後、個別指導計画は2～3カ月に1回、児童票の保育経過記録は変化のあった時や年度末、児童票の発達記録は6カ月～3歳までは項目の達成月齢を随時記載、3～4歳までは6カ月に1回、4歳以上は1年に1回チェックしながら評価・見直しを行い記録し次の計画に生かしている。指導計画の変更は、所長に報告し、他の職員に周知している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ b ・c
<コメント> 子どもの発達状況や生活状況は、児童票の発達記録や発達経過記録、個別支援計画に記載されている。書き方については、富山市担当課の「記載のポイント」を参考に記載されており、所長、副所長が確認をして記録の内容や書き方の指導を行っている。職場会議は定期的に行い情報共有を図っている。必要な情報は、書類で回覧し全職員に周知している。個別指導計画は、一人ひとりファイリングまたは、データ化し入所からの育ちや経緯が分かるようにしている。個別指導計画の変更は、保護者の意向の確認と同意を得て実施することに期待したい。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
<コメント>		

『富山市個人情報保護条例』及び『富山市セキュリティポリシー』に基づき、子どもの記録管理、電子データの取り扱いに十分留意し管理している。個人情報に記載された書類や子どもに関する記録は、事務所内の鍵のかかる書庫で保管・保存期間等の規定に従って管理している。「プライバシーの尊重マニュアル」を作成し、業務上知り得た個人情報は、漏洩しないよう指導をしている。保護者には、個人情報保護について記載してある「重要事項説明書」を基に、個人情報の取り扱いについて説明し「承諾書」を提出してもらい同意を得ている。個人記録は、必ず事務室で閲覧・記載をして持ち出ししないことが遵守されている。持ち出しの場合は、書類管理簿に必要事項を記入している。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ b ・c
<コメント> 「全体的な計画」は、保育に関わる職員が参画し、保育所の理念や保育方針、目標に基づき昨年度の反省を今年度に生かし作成している。保育理念や今年のテーマ等、全職員がいつでも確認することができるよう個別にカードを作成し、保育理念等の意識づけに役立てている。今後も、「全体的な計画」や保育理念など定期的に職員で確認し合う等、保育の向上に期待したい。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ b ・c
<コメント> 各部屋に温度湿度計を設置し、必要に応じて加湿空気清浄機やエアコンを使用し快適に過ごせるようにしている。子どもの年齢に応じて家具、遊具の素材を工夫している。3歳未満児部屋は、ぶつかっても痛くないような素材で棚の角をガードする等、安全面に配慮している。内履きを脱ぐ場所は、子どもの動線を考えわかりやすく表示している。トイレの窓には断熱シートが貼られている。シートは寒さをしのぐだけではなく日差しをさえぎるなどの観点から一年中貼られ、工夫がうかがえる。明るく広いトイレとなっているが、プライバシーに配慮した着替え等ができるよう工夫が望ましい。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 子ども一人ひとりの生育歴や家庭環境を踏まえ、それぞれの個人差を把握し、職員間で情報共有をしている。子どもが思いを話しやすい雰囲気づくりを心がけ、言葉をうまく話せない子どもの表情や仕草から思いを汲み取り、声をかけたり代弁したりしている。保育士自身が		

否定的な声掛けをしていないか等『人権擁護のためのセルフチェックリスト』で年2回、職員間で振り返りを行い、子どもとの関わりに生かしている。これからも温かく穏やかな関わりで、子どもが安心して楽しく生活できるような工夫に期待したい。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<コメント> 基本的な生活習慣が身につくように、子どもの目線に合わせた場所に手順表を貼り、一人ひとりの気持ちややる気に合わせて、子どもが安心して活動に取り組めるよう工夫している。子どもの体調や活動量によって休息が必要な場合は、空き部屋を利用して体を休めるようにしている。また、いつでも子ども自らが水分補給できるよう、お茶・コップを用意しているが、活動中での水分補給のため、衛生面に十分配慮し、安心、安全な環境で休息できるような工夫が望ましい。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<コメント> 子どもたちの経験や興味に基づいた表現活動ができるように、廃材やいろいろな教材が設定しており、各フロアには、子どもたちの作品が展示してある。保育士も子どもと一緒に作品を作る等、共に楽しむことで遊びの充実を図っている。また、作品を保管しておく各自の棚を用意するなど工夫しながら取り組んでいる。富山市営農サポートセンターや地域の方々に、ひまわりの種や野菜の苗をもらい栽培する等、地域の方々との交流の機会を設けている。気候の良いときには、散歩や公園へ出かけ、戸外で思いっきり体を動かして遊べるようにしているが、近隣からクマ出没情報が出ていることで、活動が室内制限となっている。敷地内の遊戯室へはベルを大きく鳴らし、安全を確保しながら移動している。これからも、子どもの安全を確保すると共に、子ども一人ひとりがじっくり活動に取り組めるよう環境の工夫に期待したい。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 0.1.2歳児が同室で過ごしている。0歳児だけがゆったりと過ごすことができるよう、活動を分けたりスペースを区切ったりするなど、安心して過ごすことができる工夫をしている。睡眠や離乳食など、口頭や連絡帳などで家庭と連携しながら、子どもの状況に配慮して保育を行っている。職員同士連携を図り、子どもの育ちについても共通理解をし、子どもの表情や仕草から思いを汲み取り、応答的な関わりを心がけ保育している。これからも、一人ひとりの生活リズムや発達段階に合わせ、安心して過ごせるよう取り組んでいくことに期待したい。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 1、2歳児は、0歳児と同室で過ごし生活している。所持品（かばん、ハンカチ、エプロン、		

くつ下など）は、子どもの使いやすい動線を考え、時期や子どもの発達に合わせ改善を加えながら位置配置を考えて取組んでいる。2歳児は、活動に応じて3歳以上児の保育室や小動物コーナーなどで年上児と関わっている。3歳以上児と一緒に散歩に出かけ、公園で出会った地域の方と触れ合いなど、関わりを深めている。送迎時の会話、連絡帳、懇談会等で子どもの状況や保護者の思いを把握し、保育所での子どもの様子を伝え、家庭との連携を図っている。また、必要に応じて保護者の悩みの相談にのるなど、子育てを支える取り組みを行っている。0歳児、1歳児、2歳児と異年齢が同じフロアで過ごす体制となっているが、基本的な生活習慣等一人ひとりの発達に合わせた環境設定になるよう、これからの工夫に期待したい。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 3、4、5歳児の異年齢クラスで生活している。生活発表会に向けて、廃材などを使い必要なものを制作したり、保育士と一緒に考えたりしながら準備を進めている。出来上がった作品や次の制作につなげたい作品など、各自に作品棚を用意し、見通しをもって取組めるよう配慮している。自分のやりたいことを友だちと一緒に表現できるように、子どもの思いを聞きながらアドバイスし、廃材や遊具など工夫して使えるよう環境を整備している。保育所に代々伝わるハーモニカの練習も地域の指導者が交代となった今も引継がれている。日頃の遊びや生活の様子は、富山市立保育所共通保護者向けアプリでコメントを添えドキュメンテーション（子どもの活動を写真や文字などで視覚的に記録する手法）で伝えている。今後、年齢の発達過程を踏まえた遊びや活動が展開されるような環境の整備への取組を期待したい。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 個別の支援計画を基に、成長した部分や援助が必要な部分を振り返り、専門機関の指導のもと保育を行っている。クラスの指導計画に基づき、無理なく活動に参加できるよう促し、空き部屋を利用しクールダウンするなど、安心して過ごせる方法やタイミングを工夫して保育している。相談機関からの案内を掲示し、就学希望がある施設へ職員が見学に行き、それを参考に保護者の相談にもものっている。障害児等療育支援事業での助言を、個別配慮児や気になる子の援助に生かし保育している。これからも、より子どもの気持ちに寄り添い、無理なく活動に参加できる方法の模索に期待したい。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 家庭的で、ゆっくり楽しく過ごせる活動内容を心がけ、無理なく一日を過ごせる流れを考慮し保育している。担任や早朝延長担当保育士への引継ぎは、伝達ノートを見直し、改善して、引き継いだ伝達事項等が漏れなく保護者に伝わるよう配慮している。保護者との連絡は、富山市立保育所共通保護者向けアプリを活用し、適切に行っている。		

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 小学校の連携は「令和7年度 中長期事業計画」や「令和7年度 単年度事業計画」に記載し取組んでいる。小学校の食器を利用した給食体験や5年生との交流会への参加で、小学校での生活に期待がもてるような機会を設けている。幼児教育施設訪問研修では、地域の幼稚園や小学校の先生方と、子どもたちの共同的な活動を見て協議を行い、保育所保育への理解が深められるよう取組んでいる。小学校教員が保育所の子どもの様子を見学、意見交換を行うことで、切れ目のない支援の接続を図っている。就学に向けて、保護者にも見通しがもてる機会、方法の提供も期待したい。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 『富山市教育・保育方針の保健指導計画』に基づき「保健年間計画」を作成し、月のねらいを各クラスに掲示し子どもたちにも知らせている。家庭での子どもの健康状態は、連絡ノート等を利用し、職員間で情報共有を行い対応している。また、体調の変化はこまめに観察して保護者に伝え、早期発見、早期治療につなげている。感染症対策は、保育室の消毒を徹底し、玄関掲示で保護者への情報提供を行い注意喚起している。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、ポスター掲示で情報提供を行い、富山市立保育所共通保護者向けアプリで睡眠チェックをして対応している。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
＜コメント＞ 「保健年間計画」に基づき、健康診断、歯科検診を行っている。集計した健診結果を回覧、職員周知し、富山市立保育所共通保護者向けアプリで保護者に伝えている。また、医師からのアドバイス等は個別に伝えている。歯の衛生週間には、歯磨き指導を行い、健康に関心を持って取組んでいる。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 食物アレルギーに関しては、食前に当日の食事のアレルゲンの有無や、一般食との違い、除去食について、職員だけでなくアレルギー児やクラス全体にも知らせている。誤食防止対策は、確認作業や援助方法について職員間で見直し、気づきをもとに改善に取り組んでいる。対象食の中には保育所では配食されない食材もあるが、思い込みをせず、常に意識して対応できるようにしている。また、アレルギー児の写真を掲示し、職員間で情報共有している。3歳未満児のアレルギー児には、必ず職員が側に付き、一人で食べさせないよう、また、他児が食事に触れないよう配慮している。アレルギー研修に参加し、新しい知識を得て保育に生かしている。これからも最善の注意を払いながら対応していくことに期待したい。		
A-1-(4) 食事		

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
＜コメント＞ 『富山市教育・保育方針の給食指導計画』に基づいて「食育計画」を立て、調理員と連携を図りながら取組んでいる。富山市担当課より支給された食器を使用しているが、哺乳瓶や持ち手つきマグカップなど、必要に応じ用意し対応している。子ども一人ひとりの食べられる量、苦手なものなどを把握して、量の調節をし、無理なく食べられるよう配慮している。育てた野菜を収穫し、収穫した野菜をハートや星形に切るなど、食材に興味関心が持てるように工夫している。給食室は、外からも調理の様子が伺えるガラス戸で、明るく、楽しいイラストが描いてあり中がのぞけるようになっている。また、食育コーナーには、給食のレシピや食育マップなどがあり興味を持てるようになっている。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
＜コメント＞ 富山市担当課で立案した季節感のある献立や、食育テーマの「にほんのあじめぐり」に基づいた地域の食事が提供されている。調理員が食事の様子を見たり、職員情報から喫食状況を把握し調理の振り返りを行っている。喫食調査や献立の反省などを栄養士に報告し、今後の献立作成に生かしている。子どもと一緒に食事をする中でマナーを伝え、好き嫌いや食べる量の把握をする等家庭と連携を図りながら食育を進めている。『富山市保育所給食衛生管理マニュアル』に基づき、水道水の残留塩素濃度や食品の温度、冷凍冷蔵庫の温度をチェック、記録し、衛生管理の徹底に努めている。		

A-2 子育て支援

	第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
a・b・c	
＜コメント＞ 遊びや生活の様子を富山市立保育所共通保護者向けアプリで、ドキュメンテーション（子どもの活動を写真や文字などで視覚的に記録する手法）で配信し、子どもの遊ぶ姿や、遊びの中での育ちを伝えている。玄関壁面にも保護者に伝えたい子どもの姿を掲示し、子どもの成長に気づいてもらうための取組を行っている。保護者の気持ちに寄り添い、日頃の悩みの相談を受けている。また、個別懇談会を行う等、保護者と情報共有し支援につなげている。日々の子どもの様子や伝達事項は連絡ノートや口頭で知らせ、日常的に情報交換を行っているが、今後も保護者との情報共有が密に行われ、継続的なつながりができるよう期待したい。	
A-2-(2) 保護者等の支援	
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
a・b・c	
＜コメント＞	

送迎時に子どもの様子を伝え、玄関や廊下のボードに活動の様子を掲示している。また、富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信し知らせている。保護者からの相談については、保護者の都合に合わせ日程を決め応じるなど、保護者の気持ちに寄り添い、内容によっては専門機関と連携を取り進めている。相談内容は「児童票」に記録し、保育所全体で継続した子育てを支援していく体制が整っている。今後も、保護者との信頼関係の構築が継続するような取り組みの工夫が望ましい。		
A ⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<コメント> 毎月の身体測定や日々の健康観察の中で、子どもの心身の状態把握に努めている。子どもの身体や表情等に異常を感じた場合は、速やかに所長に報告し『富山市虐待防止マニュアル』に即して対応にあたっている。要保護ケースは、富山市子ども健康課と情報共有し対応に努めている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A ⑲	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<コメント> 全体的な計画の「年間計画」「月案」「週案」「児童票」など「保育年間計画」に基づいた実践を、毎月、評価・反省し次月につなげている。また「富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト」を年2回実施し、自らの保育の見直しを行い、自己評価して質の向上を図っている。自園研修では、子どもの成長した姿や素敵な姿を「保育所保育指針の保育に関わるねらい及び内容」に当てはめ、職員で話し合い、保育の見直しを図ったり、他者の子どもの見方を知ったりする機会を設けるなど、保育実践の改善に努めている。各行事も、職員間で気づきや課題について意見を出し合い、評価し、次への取組へとつなげている。今後は、各項目のねらい、評価反省、課題等を明確にし、記録を工夫することで、これからの保育実践がより質の高いものへとつながるよう期待したい。		